

## 中学生以下の児童がいる世帯の皆さまへ

## 座間味村子育て時世帯家計応援給付金のご案内

## 給付金を受給するためには手続きが必要です。

- 本給付金は、座間味村の住民基本台帳に記録されている者で、中学生以下の児童がいる保護者に対し、**児童一人につき1万円**の支給となります。※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押え禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差押えの対象とはなりません。

## 給付金の支給額

中学生以下の児童  
一人につき**1万円**

## 給付金の支給時期

座間味村が確認書を受領した日から1ヶ月前後が目安です。

## 支給対象となる世帯

令和6年12月13日以前から座間味村にお住まいの世帯で  
座間味村内に住所を有する児童がいる保護者

## 座間味村から確認書が届きます。

※一部申請が必要な場合があります  
令和7年1月下旬より発送します。

**申請期限：**

**令和7年3月10日（月）**

**オンライン**又は**郵送**・**窓口**にてお  
手続きをお願いします。

## 申請方法について

## ●オンライン申請

座間味村から届く**確認書**に電子申請  
フォームのQRコードよりお手続きをお願い  
します。

## ●窓口申請

確認書をご記入の上、**役場住民課窓口**  
又は**阿嘉・慶留間出張所**までご提出く  
ださい。

お  
問  
い  
合  
せ

座間味村役場 住民課 給付金 担当

098-896-4045

受付時間 平日9:00~17:00

給付金等の「**振り込め詐欺**」や  
「**個人情報の詐取**」にご注意ください！